



## 土地の正確な管理のために 地籍調査にご協力ください

☎ まちづくり課 地籍調査係 ☎ 77-3936

町では、平成20年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。本年度は小池Ⅳ調査区（小池2、小池4、小池5、小池6、小池9、大台南地区）の現地調査を実施します。

### 地籍調査とは？

地籍調査とは、市町村が主体となつて、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。人に戸籍があるように、土地についても各筆の所有者、地目、面積、境界などが記録され登記所で管理されています。

登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図などを基にしたものであるため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあります。また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。

地籍調査が行われることにより、その成果は登記所に送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、まちづくりや災害復旧の際の基礎

情報となるなど、市町村におけるさまざまな行政事務の基礎資料として活用されます。

### 地籍調査をしないと・・・

地籍調査が行われた地域では、境界や面積など、土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められ、その情報を基に土地の境界を現地に復元することが可能となります。

この結果、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりではなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができま

す。地籍調査が行われていない場合には、土地の境界が不明確であるため土地取引などを行う際にリスクを抱えたり、必ずしも正確ではない情報に基づき課税されているなど、課税の公平性の課題が生じたりします。

また、土地利用やまちづくりを阻害する要因や、災害復旧の際に

境界確認から始める必要があるため、被災地の復旧・復興が遅れる要因にもなります。

### 土地所有者の確認事項

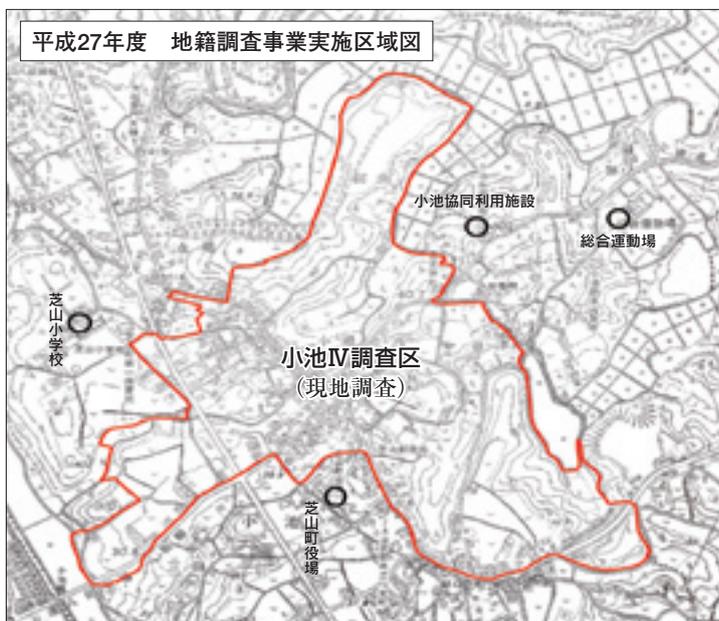
#### ○現地調査

現地にて境界を確認していただき、境界杭の埋設を行います。

#### ○成果の閲覧

前年度実施した現地調査（香山新田Ⅰ、菱田Ⅰ、大里Ⅰ地区）の結果を測量し作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を確認していただきます。

※調査の際には、宅地、畑、山林などへの立ち入りおよび測量杭の埋設が必要となる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



**募集**

公民館事業

**心豊かな暮らしを**

公民館では、さまざまな事業を行っています。皆さんも興味のある事業に参加して、楽しい時間を過ごしてみませんか？

問 中央公民館 ☎77-00066

**手作りのクリスマス音楽会  
スタッフを募集します！**

クリスマス音楽会を開催するため、現在一緒に活動していただける仲間を募集しています。芝山町で音楽の輪を広げたいと思っただけの方であれば、在住・在勤などは問いません。音楽会の企画（プログラム構成やゲストの選定など）や当日の運営（受付やステージの設営、司会など）など、さまざまな場面があります。少しでも興味のある活動がありましたらぜひ仲間となり、素敵な音楽会を一緒に作り上げていきましょう。まずは気軽に公民館へお問い合わせください。

**7月の読み聞かせ会**

今月の読み聞かせ会は、芝山町の読み聞かせボランティアスタッフのほかに、山武市で活動している読み語りボランティア“そら”のメンバーの方が来てくれます。

■日時 7月18日(土)  
午前10時～

■対象 0歳～未就学児とその保護者（芝山町に在住、在勤、在所、在園の方、芝山町に実家のある方）

■参加費 無料  
■申込み 不要です。当日直接お越しください。

**親子で、家族で、ふれあい遊び**

自宅でも簡単にできる遊びやお友達が集まったからこそできる遊びを实际にやりながら紹介します。楽しく遊びましょう。

■開催日 8月9日(日)

■時間 午前10時～11時

■会場 中央公民館

■対象 1～3歳のお子さまと保護者

■定員 先着10組

■申込み 中央公民館へ電話、FAX(77-0066)、直接来館してお申し込みください。

■締切り 7月26日(日)

**家屋**

建物の新築・増築・取壊し

**家屋調査にご協力ください**

建物の新築や増築、取壊しをした場合は現況調査を行いますので、町民税務課課税係までご連絡ください。

問 町民税務課課税係 ☎77-3915

町民税務課では、毎年固定資産税台帳整備のため家屋（建物）の現況調査を実施しています。

新築と増築の場合は、固定資産税の課税標準額を算出するための家屋評価を実施します。ご都合の良い日をお知らせください。また、建物を取り壊した場合は課税台帳

から抹消するために、職員が現地確認を行います。併せてご協力ください。

■固定資産税課税基準日 1月1日現在の状況  
■対象となる建物 平成27年中に新築、増築、取壊しをした家屋

**成田空港周辺地域をよくする活動を応援します**

問 成田空港地域共生・共栄会議 ☎0476-32-2035

成田空港地域共生・共栄会議では、広く一般から成田空港周辺地域の共栄につながる協働事業を募集します。選定された事業は、事業実施団体と共生・共栄会議の共栄ワーキンググループが協働で実施することとします。

■対象事業 成田空港周辺地域の地域振興、観光振興または景観形成などにつながる事業であって、対象地域のうち2市町以上を含む事業

■対象地域 成田空港周辺地域（成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町および神崎町）

■実施期間 平成27年10月11日から平成29年2月28日まで

■負担金の額 1事業に対し100万円以下まで

■選定事業数 2事業（ただし1団体につき選定される事業は1事業）

■募集期間 7月31日(金)必着

詳細については、成田空港地域共生・共栄会議ホームページをご覧ください。

<http://www.naritakyousei.gr.jp>